新	旧	備考
貿易一般保険包括保険(企業総合)の引受基準等について	貿易一般保険包括保険(企業総合)の引受基準等について	
平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00080	平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00080	
沿革 令和4年6月 <u>17</u> 日 一部改正	沿革 令和4年6月8日 一部改正	
1 基本的引受基準	1 基本的引受基準	
(3) 日本貿易保険が定める「国別引受 <u>方針」(以下「国別引受方針」</u>	(3) 「 <u>別表</u> 国別引受 <u>基準</u> 」に適合しない対象契約であっても、保	
<u>という。</u>)に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希	険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾	
望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書(貿易保険に係	書(貿易保険に係る保険契約締結の内諾について(平成29年4月	
る保険契約締結の内諾について(平成 29 年4月1日 17 - 制度	1日 17 - 制度 - 00071) 第2条第2項に規定するものをいう。以	
- 00071) 第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。) を発	下同じ。) を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を	
行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結すること	締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書	
とする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、	にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする(以下	
当該条件を満たす対象契約に限るものとする(以下内諾書を発行	内諾書を発行した場合において同じ。)。	
した場合において同じ。)。	ただし、次のすべての条件を満たす対象契約にあってはこの限	
ただし、次のすべての条件を満たす対象契約にあってはこの限	りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。	
りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。	① 契約金額が1億円未満のもの	
① 契約金額が1億円未満のもの	② 仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国で	
② 仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国で	ないもの	
ないもの	③ 起算点(「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するもの	
③ 起算点(「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するもの	をいう。) から最終決済日までの期間(以下「ユーザンス」とい	
をいう。) から最終決済日までの期間(以下「ユーザンス」とい	う。)が1年以内のもの	
う。)が1年以内のもの		
(12) 特約書附帯別表第4第1号に規定する「保険申込みを要すると	(12) 特約書附帯別表第4第1号に規定する「保険申込みを要すると	
定めているもの」とは、2 国別引受基準の(<u>2</u>)③ - 1又は③ - 2	定めているもの」 とは、2 国別引受基準の(<u>1</u>)③ - 1 又は③ - 2	
の条件に該当する対象契約とする。	の条件に該当する対象契約とする。	
(15) その他	(15) その他	
① フルターンキー条項の付いた対象契約であって、特約締結者	① フルターンキー条項の付いた対象契約であって、特約締結者	

が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成29年4月1日 17-制度-00055)により取り扱うこととする。ただし、国別引受<u>方針</u>の『その他条件』欄において、「戦争、革命及び内乱に起因する損失をてん補しない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約(貨物が海底ケーブルであるものに限る。)であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。

2 国別引受基準

この規程に別段の定めがある場合を除き、国別引受基準は、日本 貿易保険が国別引受方針として定める条件に基づき、次のとおりと する。なお、日本貿易保険は、国別引受方針をそのホームページに おいて対外的に周知するものとする。

<u>また、</u>仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙

- 2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。
- (1) 引受停止国

引受停止国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国が仕向国、 支払国又は保証国となる対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国(以下「引受停止地域」という。)が仕向地、支払地又は保証地(仕向地、支払地及び保証地については「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用)となる対象契約についても同様とする。 が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成29年4月1日 17-制度-00055)により取り扱うこととする。ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約(貨物が海底ケーブルであるものに限る。)であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。

2 国別引受基準

<u>仕向国、支払国又は保証国により</u>国別引受基準<u>を</u>次のとおりとする。

なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙

- 2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。
- (1) 引受停止国

次の① - 1、① - 2及び②に該当する対象契約は、特約書第1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

① - 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる対象 契約

 $\frac{P \, J \, J = Z \, S}{z}$ $\frac{1}{z}$ $\frac{1}{z$

(2) 特定制限国

① 特定制限国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「原 則引受停止」と記載のある国をいう。当該国が支払国(保証国 がある場合には当該保証国)となる対象契約は、特約書第1条 の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込み がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに 任じない。ただし、政府開発援助契約等及び前受金により支払 いを受ける対象契約を除く。

(注1) (2) ①における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。((3) ①において同じ。)

- イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合に ついて、保険契約を締結する。
- ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国(引受停止国及び引受停止地域並びに特定制限国を除く。以下同じ。)の銀行(保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。以下(注2)ロ及び③-1(ii)ロにおいて同じ。)が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について保険契約を締結する。この場合、ILCの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(注2)(略)

② (2)①にかかわらず、イラクについては、③ - 1及び③ - 2の 条件に該当する対象契約については、保険契約の申込みを要す る。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条 の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込み

シリア	ソマリア	<u>中央アフリカ</u> <u>共和国</u>	ベネズエラ
<u>南スーダン共</u> <u>和国</u>	リビア		

- ① 2 キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア 自治州<u>若しくは</u>アブハジア自治共和国が仕向地、支払地又は保 証地(仕向地、支払地及び保証地については「別紙2 仕向国 及び支払国等の取扱い」を準用)となる対象契約
- ② 次表に掲げる国が支払国(保証国がある場合には当該保証国) となる対象契約(政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。)

エリトリア ハイチ

(注1) ②における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。((2)①において同じ。)

- イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合に ついて、保険契約を締結する。
- ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国(上記①・1、①・2及び②に該当する国を除く。以下同じ。)の銀行(保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。以下(注2)ロ及び③・1(ii)ロにおいて同じ。)が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について保険契約を締結する。この場合、ILCの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(注2)(略)

がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに 任じない。

③-1~③-2 (略)

(3) 条件付引受国

① 引受基準

条件付引受国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「条件付引受」と記載のある国をいう。</u>政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、当該国が支払国(保証国がある場合には当該保証国)となる対象契約は、②のとおり取り扱うものとする。②の基準に適合しない対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、ILCにより決済を行う場合で、対象契約の保証国が支払国以外の国の場合にあっては、国別引受方針の基準は支払国に替えて保証国とする。

② 条件等

- イ 国別引受<u>方針</u>の『<u>案件枠(億円)</u>』欄に金額の記載のある国を支払国(保証国がある場合には当該保証国)とする対象契約については、対象契約の契約金額が当該『<u>案件枠(億円)</u>』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。
- ロ 対象契約における支払国(保証国がある場合には当該保証 国)が国別引受<u>方針の『L/C条件</u>』欄において「<u>有</u>」と記 されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全 部又は一部について、ILCによる決済又は前受金による支 払いを条件とする(ILCの額面と前受金の額の合計額が、 契約金額となる場合を含む。)。この場合、ILCの取得又は

 $3-1 \sim 3-2$ (略)

(2) 条件付引受国

① 引受基準

政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国(保証国がある場合には当該保証国)が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、ILCにより決済を行う場合で、対象契約の保証国が支払国以外の国の場合にあっては、「別表 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。

② 条件等

- イ <u>「別表</u> 国別引受<u>基準」</u>の『<u>契約等の金額の上限</u>』欄に金額の記載のある国を支払国(保証国がある場合には当該保証国)とする対象契約については、対象契約の契約金額が当該 『<u>契約等の金額の上限</u>』欄の金額の範囲内である場合に保険 契約を締結するものとする。
- ロ 対象契約における支払国(保証国がある場合には当該保証 国)が「別表 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄 において「<u>ILC</u>」と記されている国に該当する場合には、 当該契約の契約金額の全部又は一部について、ILCによる 決済又は前受金による支払いを条件とする(ILCの額面と 前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。)。この

前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易 保険はてん補する責めに任ずる。

ハ 国別引受<u>方針</u>の『その他条件』欄に条件が記されている国 に関する対象契約に係る保険契約については、当該<u>記載内容</u> を適用する<u>(なお、公的輸出信用と持続可能な貸付に関する</u> <u>OECD勧告の対象となる対象契約については、1(14)のと</u> おりとする。)。

(注)(略)

- ③ ②口にかかわらず、アンゴラが支払国(保証国がある場合に は当該保証国)となる対象契約は、次のいずれかに該当すると きに保険契約を締結するものとする。
 - イ 対象契約の契約金額の全部又は一部について、ILCにより決済される場合(当該対象金額の一部について、ILCにより決済される場合とは、対象契約の一部がILCにより決済される場合の当該ILC及び現地通貨により決済される場合をいう。)。この場合、ILCの取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。
 - <u>ロ</u>アンゴラ中央銀行が対象契約の契約金額の全部について 決済を認める場合
- ④ 西岸・ガザ (パレスチナ自治区) が支払国 (保証国がある場合には当該保証国) となる対象契約は、保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。対象契約における仕向国である場合、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同様とする。

「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の 内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」 場合、ILCの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

ハ <u>「別表</u> 国別引受<u>基準」</u>の『その他<u>の</u>条件』欄に条件が記 されている国に関する対象契約に係る保険契約については、 同欄の定めに従い</u>当該<u>条件</u>を適用する。

(注)(略)

附則〔抄〕

附 則〔令和4年6月8日〕

この改正は、令和4年6月15日から実施する。

附 則〔抄〕

			灰色10 体灰()		*/ 月叉巫=	-41C >
附 則 [令和4年6月 <u>17</u> 日] この改正は、令和4年 <u>7</u> 月 <u>1</u> 日から実施する。						
(削除)	[別表	 ₹]				
	国別引受基準					
	豆		契約等の金額	ユーザンス	決済方法に	その他の
	ュート゛	<u>国名</u>	の上限	の上限	係る条件	<u>その他の</u> 条件
	21		_(億円)_	_(年)_	WOVII	<u> </u>
		アルジェリア		<u>1</u>		
		アルゼンチン	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
		アルバ (蘭)	<u>10</u>	<u>1</u>		
	<u>229</u>	アルバニア		<u>1</u>		
		アルメニア	<u>20</u>	<u>1</u>		
	<u>535</u>	アンゴラ	<u>20</u>	<u>1</u>		注1
	331	<u>アンティグア・バーブ</u> <u>ーダ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
	<u>133</u>	<u>イラン</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		注2
	<u>542</u>	<u>ウガンダ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
	<u>238</u>	<u>ウクライナ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
	<u>152</u>	ウズベキスタン		<u>1</u>		
	<u>406</u>	エクアドル	<u>20</u>	<u>1</u>		
	<u>506</u>	エジプト		<u>1</u>		
		エスワティニ	<u>10</u>	<u>1</u>		
		エチオピア	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
		エルサルバドル	<u>20</u>	<u>1</u>		
		オマーン		<u>1</u>		
		ガーナ	<u>20</u>	<u>1</u>		
		カーボベルデ	<u>10</u>	<u>1</u>		
	<u>403</u>	ガイアナ	<u>10</u>	<u>1</u>		

<u>153</u>	<u>カザフスタン</u>		<u>1</u>		
531	ガボン	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>527</u>	カメルーン	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>511</u>	ガンビア	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>120</u>	カンボジア	<u>20</u>	<u>1</u>		
244	北マケドニア		<u>1</u>		
<u>513</u>	ギニア	<u>5</u>	<u>1</u>		
512	ギニアビサウ	<u>5</u>	<u>1</u>		
381	キュラソー (蘭)		<u>1</u>		
230	ギリシャ		<u>1</u>		
615	キリバス	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>154</u>	キルギス	<u>5</u>	<u>1</u>		
607	<u>クック諸島</u>		<u>1</u>		
329	グレナダ	<u>1</u>	<u>0. 5</u>		
541	ケニア	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>516</u>	コートジボワール		<u>1</u>		
<u>248</u>	<u>コソボ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>558</u>	コモロ	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>532</u>	コンゴ共和国	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>533</u>	コンゴ民主共和国	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
610	サモア独立国	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>536</u>	サントメ・プリンシペ	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>554</u>	ザンビア	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>514</u>	シエラレオネ	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>539</u>	<u>ジブチ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>316</u>	ジャマイカ	<u>20</u>	<u>1</u>		
157	ジョージア(南オセチアタ自	90	1		
<u>157</u>	治州・アブハジア自治共和	<u>20</u>	<u>1</u>		

	2 12 1 7 17 12	, , , , , , , , ,		•		
	国を除く)					
<u>549</u>	ジンバブエ	<u>1</u>	0.5			
507	スーダン	<u>1</u>	<u>0.5</u>			
404	スリナム	<u>5</u>	<u>1</u>			
125	スリランカ	<u>1</u>	<u>0.5</u>	<u>I L C</u>		
150	西岸・ガザ (パレスチナ	E	1		沙	
<u>158</u>	自治区)	<u>5</u>	<u>1</u>		注3	
544	セーシェル	<u>10</u>	<u>1</u>			
<u>530</u>	赤道ギニア	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>510</u>	セネガル		<u>1</u>			
335	セントクリストファー・ネーヒ、ス	<u>10</u>	<u>1</u>			
226	セントヒ゛ンセント・ク゛レナテ゛ィーン	10	1			
336	諸島	<u>10</u>	<u>1</u>			
330	セントルシア	<u>5</u>	<u>1</u>			
613	ソロモン	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>155</u>	タジキスタン	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>543</u>	タンザニア	<u>20</u>	<u>1</u>			
<u>528</u>	チャド	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>504</u>	チュニジア	<u>20</u>	<u>1</u>			
624	ツバル	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>518</u>	トーゴ	<u>10</u>	<u>1</u>			
333	ドミニカ	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>156</u>	トルクメニスタン	<u>5</u>	<u>1</u>			
234	トルコ		<u>1</u>			
614	トンガ	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>524</u>	ナイジェリア	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>I L C</u>		
<u>550</u>	ナミビア	<u>20</u>	<u>1</u>			
<u>609</u>	ニウェ島 (ニュージ゛ーラント゛)		<u>1</u>			

310 ニカラグア 5 1 525 三ジェール 5 1 131 ネパール 20 1 135 バーレーン 20 1 124 パキスタン 5 1 611 バヌアツ 5 1 602 パブアニューギニア 20 1 411 パラグアイ 1 1 319 バルバドス 1 0.5 127 バングラデシュ 1 1 128 東ティモール 10 1 612 フィジー 1 1 324 ブエルトリコ (米) 1 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 0.5 621 水領サモア 1 0.5 621 米領サモア 1 0.5 621 米領サモア 1 0.5 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1		7 (9 V) / (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	() ()	E / 10/10/ E /	× 312/2 1 111 = -	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
131 ネパール 20	<u>310</u>	<u>ニカラグア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
135 パーレーシ 20 1 124 パキスタン 5 1 611 パヌアツ 5 1 602 パプアニューギニア 20 1 411 パラグアイ 1 0.5 127 バングラデシュ 1 1 128 東ティモール 10 1 612 フィジー 1 1 324 プェルトリコ (米) 1 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 1 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マグガスカル 5 1	<u>525</u>	ニジェール	<u>5</u>	<u>1</u>		
124 パキスタン 5 1 611 バヌアツ 5 1 602 パプアニューギニア 20 1 411 パラグアイ 1 0.5 127 バングラデシュ 1 1 128 東ティモール 10 1 612 フィジー 1 1 324 プエルトリコ (米) 1 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 1 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 408 ボリビア 5 1 307 ホンジュラス 1 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>131</u>	ネパール	<u>20</u>	<u>1</u>		
611 バヌアツ 5 1 602 パプアニューギニア 20 1 411 パラグアイ 1 319 バルバドス 127 バングラデシュ 1 0.5 128 東ティモール 10 1 612 フィジー 1 1 324 プエルトリコ (米) 1 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 1 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>135</u>	バーレーン	<u>20</u>	<u>1</u>		
602 パプアニューギニア 20 1 411 パラグアイ 1 0.5 319 バルバドス 1 0.5 127 バングラデシュ 1 1 128 東ティモール 10 1 612 フィジー 1 1 324 プェルトリコ (米) 1 1 132 ブータン 10 1 1 410 ブラジル 1 0.5 1 521 ブルキナファソ 5 1 0.5 621 米領サモア 1 0.5 1 519 ベナン 20 1 2 239 ベラルーシ 5 1 2 308 ベリーズ 5 1 2 408 ボリビア 20 1 2 307 ホンジュラス 1 2 1 406 マーシャル諸島 5 1 1 546 マダガスカル 5 1 1	<u>124</u>	パキスタン	<u>5</u>	<u>1</u>		
602 パプアニューギニア 20 1 411 パラグアイ 1 0.5 127 バングラデシュ 1 1 128 東ティモール 10 1 612 フィジー 1 1 324 プェルトリコ (米) 1 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 0.5 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 408 ボリビア 20 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>611</u>	バヌアツ	<u>5</u>	<u>1</u>		
411 パラグアイ 1 319 バルバドス 1 127 バングラデシュ 1 128 東ティモール 10 612 フィジー 1 324 プエルトリコ (米) 1 132 ブータン 10 410 ブラジル 1 521 ブルキナファソ 5 521 ブルキナファソ 5 534 ブルンジ 1 621 米領サモア 1 519 ベナン 20 239 ベラルーシ 5 308 ベリーズ 5 408 ボリビア 20 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 546 マダガスカル 5	<u>602</u>	パプアニューギニア	<u>20</u>	<u>1</u>		
127 バングラデシュ 1 128 東ティモール 10 612 フィジー 1 324 プエルトリコ (米) 1 132 ブータン 10 410 ブラジル 1 521 ブルキナファソ 5 534 ブルンジ 1 621 米領サモア 1 519 ベナン 20 239 ベラルーシ 5 308 ベリーズ 5 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 408 ボリビア 20 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 5 1 5 1 5 1	<u>411</u>	パラグアイ				
128 東ティモール 10 1 612 フィジー 1 324 プエルトリコ (米) 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>319</u>	バルバドス	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
612 フィジー 1 324 プエルトリコ (米) 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 1 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>127</u>	バングラデシュ		<u>1</u>		
324 プエルトリコ (米) 1 132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 1 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>128</u>	東ティモール	<u>10</u>	<u>1</u>		
132 ブータン 10 1 410 ブラジル 1 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>612</u>	フィジー		<u>1</u>		
410 ブラジル 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>324</u>	プエルトリコ (米)		<u>1</u>		
410 ブラジル 521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>132</u>	<u>ブータン</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
521 ブルキナファソ 5 1 534 ブルンジ 1 0.5 621 米領サモア 1 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>410</u>	<u>ブラジル</u>				
621 米領サモア 519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>521</u>	ブルキナファソ	<u>5</u>	<u>1</u>		
519 ベナン 20 1 239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴ ビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>534</u>	<u>ブルンジ</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
239 ベラルーシ 5 1 308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>621</u>	米領サモア		<u>1</u>		
308 ベリーズ 5 1 243 ボスニア・ヘルツェゴビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>519</u>	ベナン	<u>20</u>	<u>1</u>		
243 ボスニア・ヘルツェゴ ビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>239</u>	ベラルーシ	<u>5</u>	<u>1</u>		
243 ビナ 5 1 408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>308</u>	ベリーズ	<u>5</u>	<u>1</u>		
408 ボリビア 20 1 307 ホンジュラス 1 625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	2/12	ボスニア・ヘルツェゴ	5	1		
307 ホンジュラス 625 マーシャル諸島 5 546 マダガスカル 5	<u>240</u>	<u>ビナ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>408</u>	ボリビア	<u>20</u>	<u>1</u>		
625 マーシャル諸島 5 1 546 マダガスカル 5 1	<u>307</u>	ホンジュラス		<u>1</u>		
	<u>625</u>		<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>553</u> <u>マラウイ</u> <u>5</u> <u>1</u>	<u>546</u>	マダガスカル	<u>5</u>	<u>1</u>		
	<u>553</u>	マラウイ	<u>5</u>	<u>1</u>		

<u>520</u>	<u> </u>	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>626</u>	ミクロネシア	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>122</u>	ミャンマー	<u>1</u>	<u>0.5</u>			
<u>509</u>	モーリタニア	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>545</u>	<u>モザンビーク</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>			
<u>126</u>	モルディブ	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>240</u>	<u>モルドバ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>107</u>	モンゴル	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>247</u>	モンテネグロ	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>144</u>	<u>ヨルダン</u>		<u>1</u>			
<u>121</u>	ラオス	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>515</u>	<u>リベリア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>			
<u>526</u>	<u>ルワンダ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>			
552	レソト	<u>10</u>	<u>1</u>			
146	<u>レバノン</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>	ILC		
224	ロシア	<u>5</u>	<u>1</u>		注2	

(削除)

- 注1:対象契約における支払国(保証国がある場合には当該保証国) である場合、次のいずれかに該当するときに保険契約を締結す るものとする。
 - ① 対象契約の契約金額の全部又は一部について、ILCにより 決済される場合(当該対象金額の一部について、ILCにより 決済される場合とは、対象契約の一部がILCにより決済され る場合の当該ILC及び現地通貨により決済される場合をい う。)。この場合、ILCの取得された日以降、その範囲内にお いて、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。
 - ② アンゴラ中央銀行が対象契約の契約金額の全部について決済を認める場合

貿易-	一般保険包括保険	(企業総合)	の引受基準等について・	新旧対照表
又 201	VIX NUMBER COLUMN		ジガ文坐中守につくて	カンコロンコンハウン

- 注2:対象契約における仕向国、支払国又は保証国である場合、保険 契約の申込時において、対象契約について取引銀行による資金 決済の取扱いが可能であることが確認できているときに保険 契約を締結するものとする。
- 注3:対象契約における支払国(保証国がある場合には当該保証国) である場合、保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。対象契約における仕向国である場合、約款第3条第1 号に規定するてん補危険について、同様とする。 「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」